

## ドローン等の飛行 を 三重県条例で規制しています

規制期間：2016.5.28まで

- ① 志摩市賢島内の  
円山公園内の四  
等三角点を中心と  
して1,500m  
の半径を有する円  
内の地域（海域を  
含む。）



- ② 知事の指定する対象施設、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲300mの地域



①、②の場所で許可なくドローンやラジコンヘリコプター、ラジコン飛行機等ドローンを飛行させた場合は、  
**【1年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金】**  
に処せられます。



伊勢志摩サミット  
三重県民会議

三重県雇用経済部  
伊勢志摩サミット推進局  
サミット開催支援課

三重県津市栄町二丁目380番地  
HOWAビル津4F

電話：059-253-5493  
FAX：059-253-5498

<http://www.pref.mie.lg.jp/miesummit/>

# ドローン等の飛行規制エリア ～ 賢島周辺 ～



この地図は三重県市町村総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図  
(数値地形図縮尺10000)」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第39号)本成果を複製ある  
いは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

0 500 1000 1500m  
1:25000

**円内の地域**では、  
**ドローン等の飛行が規制**  
されています。

規制期間は、**2016年5月28日まで**です。

ドローン等を飛行させた場合は、処罰されます。

三重県雇用経済部  
伊勢志摩サミット推進局  
サミット開催支援課

三重県津市栄町二丁目380番地  
HOWAビル津4F

電話：059-253-5493  
FAX：059-253-5498

<http://www.pref.mie.lg.jp/miesummit/>



伊勢志摩サミット  
三重県民会議